

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

条例改正の説明資料

令和2年9月定例会

議案の 件名	議案第62号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	--	------------	----------------------------

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市（近隣市）におきましても、同様の改正が実施される予定です。</p>												
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、「保育所等との連携」「食事の提供の特例」「経過措置」が改正されたことに伴い、本条例の改正を実施するもの。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>												
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令について、令和2年4月1日施行 他</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</td> <td style="width: 50%;">12 安心して子どもを生み育てることができる 14 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている 18 子どもたちの未来に明るい希望がある</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>計画名称</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	12 安心して子どもを生み育てることができる 14 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている 18 子どもたちの未来に明るい希望がある	計画名称		策定年度		計画期間					
“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	12 安心して子どもを生み育てることができる 14 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている 18 子どもたちの未来に明るい希望がある												
計画名称													
策定年度													
計画期間													
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>													
	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>公布の日</td> </tr> <tr> <td>健やか部</td> <td>こども園課</td> <td>有 無 新旧対照表等</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	公布の日	健やか部	こども園課	有 無 新旧対照表等						
担当部局	担当課	公布の日											
健やか部	こども園課	有 無 新旧対照表等											

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）等の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

① 保育所等との連携について

家庭的保育事業卒園後の受け入れ先の連携施設の確保について、市が利用調整において、当該事業の利用乳幼児を優先的に取り扱う措置等により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合に不要とする。また、代替保育の提供に係る連携施設について、小規模保育施設A型等の追加を行う。

② 食事の提供の特例について

外部搬入ができる事業者として、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、市が適当と認めるものを追加。

③ 経過措置の延長

食事の提供の経過措置において、自園調理の適用に係る経過措置の期間を、また、連携施設に関する特例において、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年から10年に延長。

3. 施行日

公布の日

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 通則 (第27条)</p> <p> (家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p> (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・</p>	<p>目次</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p> (家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p> (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・</p>

新	旧
<p>子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病氣、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2. 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3. 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる</u></p>	<p>子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病氣、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。 _____) を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
<p><u>場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</u></p> <p><u>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u></p>	

新	旧
<p>5 <u>前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （食事の提供の特例）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4） 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及</u></p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>

新	旧
<p><u>び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 <u>通則</u></p> <p><u>（小規模保育事業の区分）</u></p> <p>第27条（略）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>（5）（略）</p> <p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設</p>	<p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 <u>小規模保育事業の区分</u></p> <p>第27条（略）</p> <p>（居宅訪問型保育事業）</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合_____</p> <p>_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>（5）（略）</p> <p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設</p>

新	旧
<p>の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日 _____ の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）</p>	<p>の確保に当たって、<u>第6条第1号 _____ 及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日 _____ から施行する。</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者 _____ が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）</p>

新	旧
<p>及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な</p>	<p>及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等 _____ は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な</p>

新	旧
適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>5年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。